

東部大会申し合わせ事項

1. 名称

(1)本大会は東村山市東部少年野球大会(略称、東部大会)と称する

2. 組織

(1)本大会は会長、理事長、副理事長、会計、事務局を設ける

(2)本大会の役員は基本的に東部地区の球団から選出する

(3)理事長は前年 1 部優勝チーム、副理事長は前年 2 部優勝チーム、会計は前年上位チームが受け持つ

(4)上記に該当チームがない場合は東部地区の前年上位チームから順次当てはめる

(5)事務局は東村山ドリームが基本受け持つ

よって大会運営の公正を保つためドリームは理事長、会計を受け持たない事とする

3. 試合調整

(1)参加チームは試合日程の調整担当者を選出し円滑な大会運営に協力する

(2)東部地区の調整担当者で運営委員会を設置し理事長チームの調整担当者(運営委員長)を中心に大会の取りまとめを行う

(3)試合調整は毎週日曜日、17 時より東村山スポーツセンター中 2 階で行う

但し事務局または運営委員会より要請があれば例外も認める

(4)調整担当者は調整会議等には出席義務があり欠席する場合は大会運営に迷惑をかけないように注意する

4. 大会参加の条件

(1)当大会の主旨を理解し円滑な大会運営に協力できる少年軟式野球球団であること

(2)調整担当を選出し日程調整会議に出席すること

(3)試合結果は速やかに事務局並びに運営委員長に報告すること

(4)大会参加費は 1 チーム 5,000 円とする 但し登録後、退会やチーム事情による棄権の場合でも参加費は返金しない

(5)合併チームも認めるが補強の意味での合併は認めない

あくまでも人数割れによる選手救済である

合併チームは代表者会議の席で他の参加チームの承認を得ること

5. 選手登録

- (1)選手登録書は抽選会の時に2通提出し1通は事務局、もう1通は各チームが保有する
- (2)追加選手は試合開始までに事務局または運営委員長に承認を得ること
- (3)重複(ダブル)登録について
 - ①1部、2部共にA、B2チーム参加の重複登録を認める
但し選手が足りない場合の選手救済手段であり補強目的の重複登録は認めない
 - ②1部に5年生以下、2部に3年生以下の重複登録を認める
 - ③重複登録の場合そのチームの登録選手は13名以下とする
 - ④1部、2部にまたがる重複登録で1部が10人以上の場合、2部の選手がいない理由での運営遅延は認めない
- (4)大会期間中の選手の登録移動は基本的に認めない

6. 有料グラウンド

- (1)有料グラウンドを当大会に提供した場合、上限2,000円で当大会が費用を負担する
- (2)事前に試合日程、グラウンド名、料金を事務局又は会計担当に申告し承認を得る
- (3)終了後は速やかに領収書を持って精算する
- (4)精算は大会期間中に行い翌年に持ち越した場合は無効とする

7. 予選

- (1)1部、2部共にA、Bブロックに分けてリーグ戦で行う
- (2)試合規則は東村山市少年軟式連盟に準ずる
但し1部7回90分、2部5回75分で終了し同点の場合は引き分けとする
- (3)リーグ戦の順位はポイント制とし勝利チーム1ポイント、引き分け0.5ポイント与える
- (4)1部、2部共に獲得ポイント1位、2位チームが決勝トーナメントに進む
- (5)ポイントが同ポイントの場合
 - ① 直接対戦での勝敗
 - ② ①が引き分けの場合、総得点の多いチーム
 - ③ ②が同点の場合、総失点で少ないチームで優劣を決める
 - ④ 全て同点の場合は当該チームで試合をして決める

8. 決勝トーナメント

- (1)Aブロックの1位とBブロックの2位、Bブロックの1位とAブロックの2位に該当するチームが準決勝を行いそれぞれの勝利チームで決勝戦を行う
- (2)準決勝は試合時間を1部90分、2部75分とし同点の場合、特別延長を適用する(コールド有り)
- (3)決勝戦は時間制限なし、規定イニング終了後は特別延長を適用する(コールド有り)
- (4)1部決勝戦の試合会場が2時間の場合、時間制限を設ける場合がある
- (5)東村山市少年野球連盟の規則に準ずる
- (6)3位決定戦は行わない
- (7)決勝戦の審判は準決勝の4チームからそれぞれ1名ずつ派遣する